

Ⅲ. 地方支分部局における不正行為の防止のための取組み、国家公務員倫理法の施行状況その他官紀の保持のための取組みの状況

1. 報 告

(1) 総論

国家公務員は、透明かつ公正な行政運営を図るべく、公務員倫理を保持し、いやしくも不正な行為を行い、国民の信用を失うことのないようその厳格な遵守を求められている。近年、国土交通省においても不適正経理等業務上の事案、長期にわたる職務放棄、職場における賭博事案等、公務員としての自覚を欠いた事案が発生し、従来にも増して、組織はもとより、職員個人に対する厳格な責任追及を求める国民の厳しい視線にさらされている。

このため、官紀の保持に資することを目的として、職員の不祥事防止に関する取組みの状況及び国家公務員倫理法等に関する取組みの状況について監察を実施した。

以下、個別に報告。

(2) 不祥事防止に関する取組み

1) 不祥事防止に関する統制環境

①教育・研修

- 各地方支分部局においては、新規採用者を対象とする研修コースや職員の階層別の基本的な研修コースにおいてコンプライアンスを含めた服務、倫理等の講義を積極的に設けていた。

②啓発指導

- コンプライアンスの周知徹底について、各地方支分部局においては、地方支分部局の本局の幹部会、事務所長会議、事務所の幹部会等において、倫理規定を含む服務全般にわたっての注意喚起、職員の違法行為、職務規律違反の防止及び交通事故発生の防止並びに生じた場合に対する措置等のコンプライアンスへの取組みについて、適宜、議題としてとりあげられ、これら会議の内容については、所属長を通じて一般職員に対して適宜、指導されていた。

③注意喚起等の通知

- コンプライアンスの周知徹底について、各地方支分部局においては、「年末年始における綱紀の厳正な保持について」等の通知を本局の各部課、各事務所長あて「所属職員にも周知するよう」通知しており、供覧又はイントラネット掲載により職員に周知されていた。

2) リスクの評価

- 地方支分部局における職員の非違行為の再発防止のための対応について、重大な事項については、各所長等に対して注意喚起の文書を発し、又は、所長会等を介して全職員に対して注意を促す等、個別事案への適切な対応はとられていた。
- しかし、当該非違行為を契機に、地方支分部局の各種組織活動プロセスにおいて今後起こりうる、職員の不祥事のリスクについての洗い出し及びその評価は、地方整備局等関係では、補償部門における不当要求への対応等を除き、特に行われていなかった。地方運輸局関係では、自動車の登録・検査において、リスクについての洗い出しが行われ、対策が講じられているのみであった。

3) 不祥事防止に関する監視活動等

①経理等間接部門、事業関連部門、許認可関係部門の業務の内部チェック

- 経理等間接部門、事業関連部門（用地）、許認可関係部門（建設業、不動産業）について、内部チェックが適切に行われているかを確認したところ、これらの部門においてはダブルチェックや検査職員による検査、内部委員会の審議などの適切な内部チェック体制がとられ、かつ実施されていた。

②人事配置上の配慮

- 予算の執行、許認可等の事務について同一者を長期間、同一業務に従事させないという人事ローテーションの配慮について、地方整備局等の特定の事務所において3年以上同一業務に従事する職員が多いことが散見された。

③内部監査の実施

- 地方支分部局の内部監査は、本局の全部門及び事務所を対象に定期監査を毎年度順次計画的に実施しており、また、監査結果を局の幹部へ速やかに報告し、適切にフォローアップを行っており、概ね適切に実施されていた。

4) 情報伝達

①官紀の保持に関する情報、苦情・クレーム等の幹部職員への伝達等

- 官紀の保持に関する事務所からの情報や、住民からの苦情・クレーム等は各関係部局や住民相談窓口などで適切に入手され、事態の重要性に応じて幹部や関係部局に速やかに伝えられていた。

②職員が違法行為を発見した場合等の情報伝達経路の定め

- 不祥事を早期に発見・抑制するため、今後、速やかに、職員が違法行為を発見した際や

当事者としてリスクを感じた場合の情報伝達経路を、通報者の匿名性の確保、不利益回避のための厳格な措置を講じつつ、通常の業務報告経路とは別に確立することも検討すべき。

③不祥事他重大な危機事象が発生した場合における情報伝達の仕組の明定

- 各地方支分局においては、重大な危機事象が発生した場合における情報伝達の仕組みについて、情報収集・伝達方法を明定。
- 不祥事が発生した場合の情報収集・伝達方法については、関東地方整備局及び北海道開発局を除き明定されていなかった。

（３）国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する取組み状況

１）国家公務員倫理法等の適切な実施

- 各地方支分局においては、国家公務員倫理法等に基づく申請、報告等のチェックは適切に行われていた。

２） 国家公務員倫理法等の周知

- 国家公務員倫理法等の周知については、手引書の「新版」国家公務員倫理教本を全職員に配布しているほか、倫理法等の内容や改正点について、各種研修・会議で取り上げているなど、適切な取組みがされていた。

（４）事業者等に対するコンプライアンス（法令遵守）向上のための取組み

１）事業者等に対するコンプライアンスの周知・普及

- 地方整備局等においては、「建設業者のための建設業法」等の建設業者への配布など、事業者に対するコンプライアンスの周知・普及等の活動を適切に実施。
- 地方運輸局においては、リコールにかかる不正行為の再発防止について周知を図るなど、事業者に対する周知・普及等の取組みを実施。

２）コンプライアンスに関する情報の入手等の体制整備

- 地方整備局等においては、建設業を担当する部局が、発注部局等からの情報を入手し、必要に応じ、本省、関係整備局、都道府県に連絡。
発注者としては、公正入札調査委員会の調査フローに基づく検討体制を整え、情報の真偽等の確認して対応する等の適切な対応がとられていた。
- 地方運輸局においては、事業者等からのコンプライアンスに関する情報を入手し、対応を図るための体制がとられていた。

2. 提示意見

ア 不祥事防止・コンプライアンスの周知のための推進部門の明確化

不祥事の防止及びコンプライアンスの周知を責任をもって担当する推進部門を明確にすること。

イ リスクの評価

地方支分部局の各種組織活動プロセスにおいて今後起こりうる、職員の不祥事のリスクをトータル的に洗い出し、かつ適切に認識・評価すること。

ウ 職員及び外部の者が違法行為を発見した場合等の情報伝達経路

職員及び外部の者が違法行為を発見した場合や当事者としてリスクを感じた場合の情報伝達経路を、通報者の匿名性の確保、不利益回避のための厳格な措置を講じつつ、通常の業務報告経路とは別に速やかに確立すること。